

平成22年10月5日
(照会先)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

障害年金の詐欺未遂事件行為者の逮捕に際して

元職員が行った行為により国民の皆さまにご心配をおかけいたしましたこと
をお詫び申し上げます。捜査に引き続き協力してまいるとともに、今後はこのよ
うなことがないように再発防止に努めてまいります。

元職員の氏名・所属等

氏名 : 山根誠一(やまねせいいち)

年齢 : 40歳(行為時)

所属 : 機構本部 障害年金業務部 准職員(行為時)

(参考)

平成22年9月1日付公表資料(准職員の懲戒解雇について)

以上

(ご参考)

平成22年9月1日
(照会先)
リスク・コンプライアンス部長 寺沢 徹
障害年金業務部長 郡山 昌文
(電話直通 5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通5344-1110)

報道関係者 各位

准職員の懲戒解雇について

平成22年9月1日付で、当機構職員制裁規程に基づき、職員の制裁を行いましたので、下記のとおり公表します。

| 事項 | 内容 |
|-----------|--|
| 事案の概要 | 非違行為者は、その妻及び友人を請求者とし、障害年金の請求書及び診断書等を偽造の上、請求行為を行った。(障害年金の支給決定は行われていない。) |
| 懲戒解雇年月日 | 平成22年9月1日 |
| 非違行為者の所属等 | 機構本部障害年金業務部准職員(行為時) |
| 制裁量定 | 懲戒解雇 |

注 准職員;有期雇用契約(機構設立当初は1年間)の職員であり、管理職へは登用されない職員である。

1 事実関係

荒川年金事務所（東京都荒川区）において、東京事務センターから記入漏れがある旨で返戻された障害年金請求に係る診断書を、これを作成した医療機関に照会したところ、当該医療機関の医師から、「請求者は当院の受診歴のない方で、診断書に押されているゴム印も当院のものではない。」との回答があった。

このため、機構本部において、行為の全容を解明するための調査を進めていたが、平成22年5月25日に機構本部准職員（非違行為者）より、障害年金の請求書・診断書等の偽造及び請求を行ったとの申出があった。

○非違行為者 機構本部障害年金業務部 准職員（行為時）

○非違行為者が自認した障害年金請求

以下の2件であり、いずれも請求書は回収済み

行為者の妻を請求者とする障害年金請求

行為者の友人を請求者とする障害年金請求

2 対応等

○機構からの報告を受け、厚生労働省は、平成22年6月3日に詐欺未遂、有印私文書偽造及び偽造私文書行使により、非違行為者を警察当局に告訴した。

○機構は、当機構職員制裁規程に基づき、非違行為者を本日付けで懲戒解雇した。